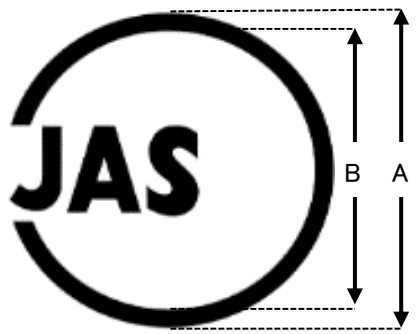
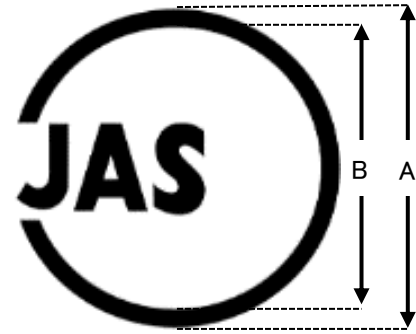
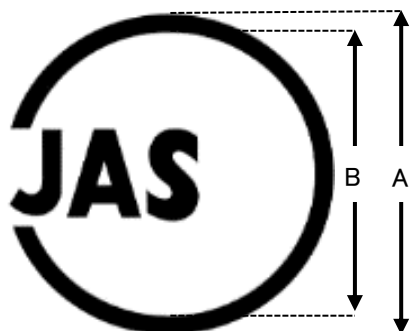


製材（桎組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表
製材の格付の表示の様式及び表示の方法（平成 19 年 11 月 22 日農林水産省告示第 1465 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
製材（桎組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法 1 この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定による<u>認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う製材（桎組壁工法構造用製材を除く。）</u>の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。 2 格付の表示の様式 2.1 造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材 格付の表示の様式は図 1 とし、次の <u>a)～e)</u>のとおりとする。  図 1—造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式 a) A は <u>25 mm</u> 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。 b)・c) （略） d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。 e) 等級、性能区分及び薬剤名は、<u>JAS 1083-1</u> に規定する表示の方法により記載しなければならない。 2.2 目視等級区分構造用製材 格付の表示の様式は図 2 とし、次の <u>a)～f)</u>のとおりとする。	製材（桎組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法 1 この表示の様式及び表示の方法は、<u>取扱業者及び外国取扱業者が</u>日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に<u>基づき</u>行う製材（桎組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。 2 格付の表示の様式 2.1 造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材 格付の表示の様式は図 1 とし、次の <u>a)から c)</u>のとおりとする。  図 1—造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式 a) A は <u>30 mm</u> 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。 b)・c) （略） d) 認証機関名は、略称を記載することができる。 e) 等級、性能区分及び薬剤名は、<u>JAS 1083-2, JAS 1083-5 及び JAS 1083-6</u> に規定する表示の方法により記載しなければならない。 2.2 目視等級区分構造用製材 格付の表示の様式は図 2 とし、次の <u>a)から f)</u>のとおりとする。



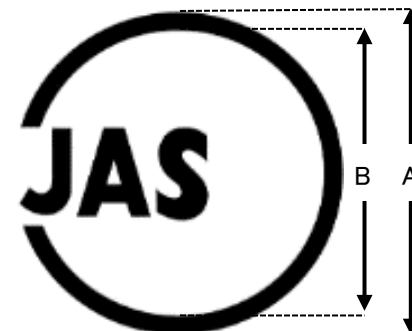
認 証 機 関 名
 構 造 材 の 種 類
 等 級
 性 能 区 分
 薬 剤 名

図 2—目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は 25 mm 以上とし, B は A の 9/10 としなければならない。
 b)～d) (略)
 e) 認証機関名は, 略称を記載してもよい。
 f) 構造材の種類, 等級, 性能区分及び薬剤名は, JAS 1083-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

2.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 3 とし, 次の a)～f) のとおりとする。



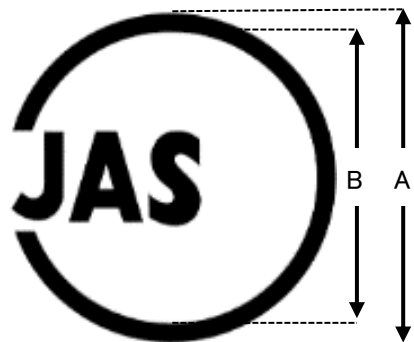
認 証 機 関 名
 構 造 材 の 種 類
 等 級
 性 能 区 分
 薬 剤 名

図 2—目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は, 30 mm 以上とし, B は A の 9/10 としなければならない。
 b)～d) (略)
 e) 認証機関名は, 略称を記載することができる。
 f) 構造材の種類, 等級, 性能区分及び薬剤名は, JAS 1083-4 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

2.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 3 とし, 次の a)から f) のとおりとする。



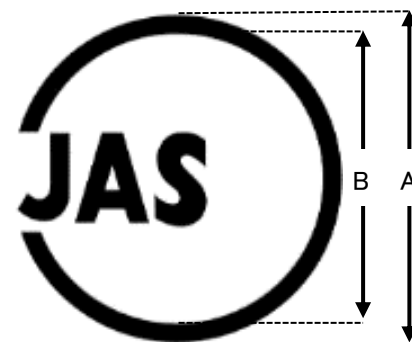
認 証 機 関 名
等 級
性 能 区 分
薬 剤 名

図 3—機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は 25 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
b)～d) (略)
e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
f) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

3 格付の表示の方法

各本、各枚又は各束に、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付さなければならない。なお、表示を付した材面に加えて、他の材面等に同様の表示を付してもよい。



認 証 機 関 名
等 級
性 能 区 分
薬 剤 名

図 3—機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は、30 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
b)～d) (略)
e) 認証機関名は、略称を記載することができる。
f) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-4 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

3 格付の表示の方法

格付の都度、各本、各枚又は各束ごとに、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付さなければならない。